

おわりに～検討委員からのメッセージ (50音順)

安部 芳絵 (工学院大学教育推進機構 准教授)

施策への子どもの意見反映と国・自治体の役割

こども基本法第11条により、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」ことが求められている。しかし、国・自治体のいずれにとっても新しい挑戦であることから、推進にあたっては多くの困難が予想される。そこで、本報告書では十分に検討しきれなかった点を中心に、法的な枠組み、自治体（事務局）の役割、都道府県の役割、国の役割の4点から今後の課題を述べ、子どもの権利を保障した意見反映プロセスに道を拓きたい。なお、何から手をつけてよいかわからない場合は、意見反映の土台となる子どもの権利に関する職員研修から始めることをお勧めする。

1. 法的な枠組み

国レベルでは、こども基本法が施行され、こども家庭庁も発足する。省庁のタテワリをなくし、子ども施策を一元的に担っていくことが期待される。

一方、都道府県や自治体レベルでは、こども基本法あるいはこども家庭庁にあたる法的枠組みや所管部署が存在せず、依然としてタテワリのままというところも少なくない。タテワリにより、子どもの意見がある分野では反映されたにもかかわらず、別の分野では反映されないという弊害が起こりうる。このことから、たとえば子どもの権利条例のように子どもの権利を基盤として包括的に子どもを捉えることのできる法的な枠組みを構築しつつ、子どもを所管する部署を再編しタテワリをなくしていくことも検討されてよい。

2. 自治体、とくに事務局の役割

本報告書では、施策への子どもの意見反映に向けて、ファシリテーターの重要性が各所で強調されている。子どもの参加・意見表明を支えるファシリテーターが重要であることはいうまでもないが、ファシリテーターを活かせるかどうかは、事務局の力量によるところが大きい。施策への意見反映プロセスの成否は自治体の事務局にかかっている。事務局が、権利に基づいた意見表明の重要性をしっかりと認識することから始まり、参加の場のアセスメント、子どもの権利の学習・研修、実際に意見を聴く活動、意見反映に向けた関係各所との連携、子どもへのフォローアップと評価まで、その役割は多岐にわたる。

これらの前提として、自分のまちにどんな子どもたちがいるのかを事務局が把握していることが重要である。ジェンダー、海外とつながりのある子どもの有無、障がいや病気、世帯の経済的状況といったさまざまな背景を有する子どもの存在は、意識的に子どもをみる視点がないと見落としがちである。「うちのまちにそのような子どもはいない」ではなく「どんな子どもが

いるか」を把握することから始めたい。また、これまでに実施されてきた自治体のアンケートでは、例えば小5・中2のように、ある年齢の子どもだけを対象とすることが多かった。0-18才までのすべての子どもを対象として意見を聴くという視点も忘れないようにしたい。

なお、子どもから出された意見が個別の権利救済や制度改善を要することも予想される。そのようなときにも、子どもの権利条例のような法的枠組みが機能すると思われる。

3. 都道府県の役割

都道府県において施策への子どもの意見反映を展開していくのはもちろんのこと、基礎自治体へのサポートも合わせて検討してほしい。具体的には、子どもの意見表明や参加を促進するための取組、担当部署を設置するための補助金等が考えられる。子どもから出た意見を実現していくための予算措置もあってよい。審議会等への子ども参加を実施する際の技術的な助言や人的サポート等もありうる。都道府県内の好事例の共有や、職員研修など、都道府県内市町村の参加力向上も課題である。基礎自治体が他都道府県の事例を把握するには困難が伴うことから、都道府県がイニシアチブをとって基礎自治体の施策への子どもの意見反映を底上げしていくことが期待される。

ところで、子どもたちから出された意見の中には、子どもの権利の視点から考えて緊急性が高いものの法律の改正など制度改善を伴わなければ実現できないケースがあることも予想される。このようなときに、基礎自治体から出された意見を取りまとめ、都道府県から国にはたらきかけるルートを確保してほしい。

なお、施策への子どもの意見反映は、平時だけでなく緊急時にも求められる。とくに、災害時など緊急事態下では、被災した自治体だけで対応するのは厳しい。都道府県が担当職員を派遣するなど、避難所運営や復興のまちづくりへの取組に子どもの意見を反映するしくみも望まれる。また、平時から、基礎自治体が子どもの意見を聴きながら防災活動を進めること、さらには防災計画策定への子どもの意見反映のサポートも期待される。

4. 国の役割

施策への子どもの意見反映に関する国の役割は大きい。詳しくは、本報告書の第6章「3. こども家庭庁への提案」にゆずり、以下の3点のみ記述する。早急に検討していただきたい。

1点目は、基礎自治体・都道府県のサポートである。多くのまちにとってこの取組は新しいチャレンジである。そのため、基礎自治体・都道府県における事例（失敗含む）の共有と職員・子どもの交流を積極的に担ってほしい。

2点目に、子どもから出された意見が、何らかの権利侵害にかかわるときである。その子どもの置かれている状況なんとかしたいと考えても、子どもの権利の個別救済にかかわる国のしくみは不在である。加えて、子どもから出された意見が法改正や制度改善を必要とするものであるとき、これらを受け止めるしくみもない。いずれも急務である。

3点目は、他の省庁とくに文部科学省との連携によるこども政策と教育の垣根をなくすこと

である。今後、子どもから学校や教育に対する意見が多く出ると予想される。長い時間を過ごす学校は、子どもにとって身近な問題である。「勇気を出して意見を言ったのに学校は全く変わらなかった」では、子どもたちは失望するだろう。学校を子どもの権利が保障された場とするためには、子どもの意見が正当に考慮されることが不可欠である。施策への子どもの意見反映に際しては、文部科学省と連携するとともに、基礎自治体でも教育と福祉のタテワリを超えて実現ができるようなサポートが求められる。